

認知症サポート医地域連携促進事業実施要綱

5福祉高在第882号

令和6年3月8日

6福祉高在第1515号

令和7年3月27日

第1 目的

身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域の関係機関等と連携して活動ができる認知症サポート医(以下「とうきょうオレンジドクター」という。)を認定し、都民及び区市町村等に広く周知するとともに、「とうきょうオレンジドクター」との連携を促進する取組を行う区市町村を支援することにより、認知症サポート医の活動を促進する。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、下記第3(1)及び(2)に規定するものは東京都(以下「都」という。)、3(3)に規定するものは区市町村とする。ただし、都及び区市町村は事業の実施に当たり、本事業を効果的かつ円滑に実施することができると認められる事業者又は関係団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

第3 事業内容

(1) 「とうきょうオレンジドクター」の認定

都は、地域の関係機関等と連携して活動ができる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定する。認定に必要な事項は、別に定める。

(2) 普及啓発

都は、「とうきょうオレンジドクター」の情報を関係機関等に分かりやすく伝える。

(3) 「とうきょうオレンジドクター」連携支援事業

区市町村は、地域の実情に応じて以下の取組を行う。

ア 研修会や講演会、会議等への参加依頼等による「とうきょうオレンジドクター」との日常的な連携

イ 地域包括支援センター等が対応する高齢者への支援等に関する医療相談や訪問依頼等による「とうきょうオレンジドクター」との連携

ウ その他、都が認める取組

(4) その他

上記(1)、(2)及び(3)のほか、認知症サポート医の活動を促進するために必要と認められる事項を行う。

第4 経費の負担

(1) 第3(1)及び(2)に係る事業に要する費用は、都の予算の範囲内で支払うものとする。

また、本事業を委託して実施する場合、別に東京都と受託者との間で締結する「委託契約書」に基づき、東京都が受託者に事業に要する費用を支払うものとし、受託者に対し当該事業に係

る経理と他の事業における経理を明確に区分するよう条件を付すものとする。

(2) 都は、区市町村が第3 (3)に係る取組を実施するに当たり必要な経費について、都の予算の範囲内で、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては対象外とする。

ア 他の制度により、国又は都が経費の一部を負担し、又は補助しているもの

イ その他、都が適当でないと認めるもの

第5 守秘義務

本事業に関与する者は、事業を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

また、本事業を委託して実施する場合、東京都は受託者に対し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう条件を付すものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月27日付6福祉高在第1515号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。